

制服等に関する規定

最終改正 令和3年12月

服装について

服装は人柄を表すものであるから、学校の内外を問わず、常に高校生として質素・清潔・端正を旨とし、華美にならぬよう次の注意事項を守り、本校性としての品位を保つこと。

(1) 次の学校指定服を着用する。ただし、休業日に部活動のため登下校する場合は、ジャージ着用を認める。

ア 冬季（11月1日から翌4月30日まで）

標準制服Ⅰ・・・指定の上着（ブレザー）、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ

標準制服Ⅱ・・・指定の上着（ブレザー）、スカート、ブラウス、リボン

標準制服Ⅲ・・・指定の上着（ブレザー）、スラックス、ブラウス、リボン

※ スカートの長さはひざの中心とする。

※ 室内の防寒は、学校指定のベスト着用が原則であるが、白、グレー、黒、紺、ベージュのVネックセーターを上着の下に着用してもよい。

※ コートは高校生らしく華美に流されないものとする。

※ 手袋、コート、帽子などは校舎内では着用しない。

イ 夏季（5月1日から10月31日まで）

標準制服Ⅰ・・・指定のスラックス、ワイシャツ

標準制服Ⅱ・・・指定のスカート、ベスト、ブラウス

標準制服Ⅲ・・・指定のスラックス、ベスト、ブラウス

※ ネクタイ、リボンは取ってもよい。

※ 指定のオープンシャツでもよい。

※ 寒い日は指定の上着を着用してもよい。その際にはネクタイ、リボンを着用する。

※ 指定された期間（7月1日～9月30日をめやすとする）は学校指定の体操服で生活してよい。

(2) 頭髪は流行にとらわれず、就職及び進学試験等に対応できるものとする。パーマ、カール、毛染め、脱色等は禁止する。

(3) ピアス、カラーコンタクトは禁止する。

(4) その他

※ ソックス・・・白、黒、紺で無地のものが望ましい。なお、ルーズソックスの着用は禁止する。

※ ストッキング・自然の肌色、黒、紺で無地のもの。

※ 通学靴・・・黒、茶、紺等の短革靴または運動靴で高校生らしいもの。

※ スカートの下にスウェットやハーフパンツの着用は禁止する。